

平成29年度県予算編成並びに施策
に関する要望とその措置状況

(平成28年11月 2日要望)

(平成29年 3月28日回答)

栃 木 県 町 村 会

目 次

総合政策部

- 第 77 回国民体育大会及びプレ大会開催に伴う各種補助金制度の制定
について . . . 1

総合政策部・県土整備部

- 地方創生に向けた取組に対する支援について . . . 2

経営管理部・教育委員会

- 給付型奨学金制度の導入について . . . 4

県民生活部

- 東日本大震災に係る災害援護資金の償還免除要件の緩和について . . 5

環境森林部

- とちぎの元気な森づくり県民税事業の継続について . . . 6

環境森林部・農政部

- 鳥獣被害防止事業の財源確保について . . . 7
- バイオマス事業推進のための補助事業の創設について . . . 8

環境森林部・県土整備部

- 自然災害被災箇所の早期復旧及び災害に強いインフラ整備の促進
について . . . 9

保健福祉部

- 保険診療適用外の不育症検査・治療費用の助成制度の創設について . . . 10
- 健康マイレージ制度の導入について . . . 11
- 認定こども園施設整備に対する支援について . . . 12
- 老人保健福祉施設整備における土地要件の緩和について . . . 13
- 在宅医療・介護連携推進事業に対する支援について . . . 14

県土整備部

- 通学路における国県道の道路拡幅及び歩道の整備促進について . . . 15

教育委員会

- 学力向上対策の充実・強化について . . . 16
- 特別支援教育に係る支援体制の充実について . . . 17
- 非常勤講師の増員と弾力的な配置について . . . 18
- 公立小・中学校統合に関わる助成制度の創設について . . . 19
- 栄養教諭・学校栄養職員の配置拡大について . . . 20
- スクールソーシャルワーカーの補助事業化について . . . 21
- 不登校児童生徒対策への支援について . . . 22

整理番号	要 望 事 項	区分
町 01	第 7 7 回国民体育大会及びプレ大会開催に伴う各種補助金制度の制定について	町村会
要望内容 第 7 7 回国民体育大会開催に伴い、今秋には中央競技団体の視察が行われますが、各種競技が行われる予定の各町保有の体育館や体育センター等の施設は老朽化している施設が多く、各団体から施設の問題点並びに大規模な改修を求められることが想定され、施設改修に多くの費用を要することが懸念されております。 つきましては、少なくとも補助率 1/2 として充実した補助制度を制定されますよう要望いたします。また、今後の施設改修計画を立案する必要から、早期の補助制度の制定をお願いいたします。 併せて、大会及びこれに先立つプレ大会の開催に際しては、経費縮減の考えから観覧席や空調設備など仮設の施設での対応も行う必要があります。これらの仮設施設設営に対する補助制度についても少なくとも補助率 1/2 とするよう、要望いたします。		
措置状況等（平成 2 9 年 3 月現在） ① 第 7 7 回国民体育大会の競技会場となる施設の整備を促進し、国体の円滑な運営に資するため、市町が行う競技施設の改修等に対して、平成 2 9 年度から補助制度や貸付制度を創設し支援して参ります。 ② また、観覧席などの仮設施設設営に対する補助制度につきましては、先催県の例等を踏まえながら、検討して参ります。		
関係部局	総合政策部（国体準備室・市町村課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 02	地方創生に向けた取組に対する支援について	町村会
要望内容 地方の人口減少は、東京圏への一極集中や深刻な少子高齢化、産業の海外流出など様々な影響を受け、極めて厳しい状況に置かれております。 地方創生に向けた取組において、移住・定住に繋がる企業誘致や、将来の移住・定住に繋がる若者を確保するためには、その受け皿となる都市基盤と良好な住環境の整備促進が求められるところです。 つきましては、市町が、地域の特性を活かしながら、自主性・独自性を最大限に発揮して地方創生に取り組めるよう、下記のとおり要望いたします。 記 1 定住人口の確保、産業の定着化のための「都市計画道路の整備」や「土地区画整理事業」に対する財政支援を維持すること。 2 地方創生に向けた市町の取組に関する相談体制の強化、県独自の人口減少対策施策の積極的な推進、補助金や法規制の緩和に関する国への働きかけを実施していくこと。		
措置状況等（平成２９年３月現在） 1 都市計画道路の整備につきましては、道路の位置づけによって、それぞれ県と市町が役割分担し、社会資本整備総合交付金等を活用して進めて参ります。 また県では、土地区画整理事業において、国の交付金等を受けて行う都市計画道路の整備に対して、市町施行事業にあっては県道部分の整備に係る費用を対象として、組合施行事業にあっては交付金事業費の地方負担分を対象として、財政支援を行っているところであり、引き続き制度の維持に努めて参ります。 2 ① 地方創生に向けた市町の取組に関する相談体制の強化 とちぎ地方創生推進会議を活用し、国の地方創生関連交付金や県事業（わがまち未来創造事業等）の有効活用を促すとともに、効果的な広域連携のあり方や市町の個別課題への対応等について、引き続き、的確な助言・情報提供を積極的実施して参ります。 ② 県独自の人口減少対策施策の積極的な推進 平成２９年度は、「地方創生の更なる深化」に重点的に取り組むこととし、ＵＩＪターンの更なる促進を図るため、東京圏に住む本県出身者へのアプローチを強化するとともに、官民が連携した推進体制を構築することといたしました。 また、「とちぎ結婚支援センター」を核とした、パートナー探し等の結婚支援を推進するなど、今後とも、市町との連携に十分に留意しながら、本県全体での人口減少問題の克服に積極的に取り組んで参ります。		

③ 補助金や法規制の緩和に関する国への働きかけ

地方創生の実現に向け、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取り組むため、地方創生推進交付金等の拡充及び弾力的な運用を図るとともに、義務付け・枠付けの見直しなど地方分権改革を推進するよう、今後とも、全国知事会等の機会も捉え、国に対し要望して参ります。

関係部局	総合政策部（総合政策課・地域振興課） 県土整備部（都市整備課・都市計画課）
------	--

整理番号	要 望 事 項	区分
町 03	給付型奨学金制度の導入について	町村会
要望内容 市町では、修学の意欲と優秀な素質を持ちながら、経済的理由により修学が困難な方を支援するため、各種奨学金制度を実施しております。 しかしながら、限られた財源の中での運用であるため、奨学金の金額などは十分な状況とはいえず、拡充が求められているところです。 一方、日本学生支援機構などが実施している貸与型の奨学金については、若年層の貧困拡大により、奨学金を利用して苦勞して大学を出ても、「返したくても返せない」人が増え、貧困の連鎖から抜け出せないなどの弊害が指摘されております。 現在、国においては、本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に大学生等を対象とした返済不要の給付型奨学金の「創設に向けた検討」が盛り込まれたことを受け、制度設計の検討チームを設置し、平成30年度からの給付開始を目指し検討が進められております。 つきましては、国に対して給付型奨学金の制度設計・導入を速やかに行うよう、積極的な働きかけを要望いたします。		
措置状況等（平成29年3月現在） 給付型奨学金については、国が制度設計を行い、平成29年度から一部先行して導入することとなりました。 県では、文部科学省からの通知を受け、県内の高等学校等に対して本制度の周知を依頼し、対象となる今年度卒業予定者に対する周知を図ったところです。 今後は、平成30年度の本格実施に向けて制度及び事務手続の詳細を速やかに示すとともに、制度の充実を図るよう、全国知事会等の機会を捉え、国に要望して参ります。		
関係部局	教育委員会事務局（学校教育課） 経営管理部（文書学事課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 04	東日本大震災に係る災害援護資金の償還免除要件の緩和について	町村会
要望内容 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金は、市町村が県から原資を借り受け、被災者に貸し付けを行うものですが、借受人が民事再生者となった場合、債務は一部免除されますが、同法では民事再生は償還免除の要件ではないため、免除された債務についても町の債務として残ることとなります。 同法では、償還免除の要件として、「借受人が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため償還することができなくなったと認められるとき」と定められていますが、東日本大震災に係る災害援護資金の償還免除については、政令で特別に「支払期日到来から 10 年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みがない場合とする」とされました。「民事再生による免責分」がこれに該当することは明らかであると思われますが、政令の具体的運用方針が示されていないことから、取扱いに苦慮しています。 つきましては、早期に運用方針を示すこと、及び支払期日到来から 10 年を待つことなく償還免除となるよう、償還免除要件を緩和することについて国に働きかけて下さるよう要望いたします。 措置状況等（平成 29 年 3 月現在） 東日本大震災に係る災害援護資金貸付金の償還免除要件の緩和については、国に対し、平成 29 年度「国の施策等に関する提案・要望」において要望しているほか、都道府県消防防災・危機管理部局長会等を通して要望しているところです。 引き続き要望が実現されるよう、国に対して働きかけて参ります。 【参考】 平成 28 年 7 月 27 日に、都道府県消防防災・危機管理部局長会が行った要望活動において、内閣府大臣官房審議官から、「阪神淡路の方が償還免除要件の緩和が先行しているが、東日本でも同様の問題となってくると思うので、同様の扱いとする。」とのコメントがあった。（現時点で制度改正時期未定）		
関係部局	県民生活部（危機管理課）	

整理番号	要 望 事 項	区 分
町 05	とちぎの元気な森づくり県民税事業の継続について	町村会
要望内容 平成29年度で課税期間が終了する「とちぎの元気な森づくり県民税」の継続については、県主催の市町村長会議においても市長会と共同の協議事項として提出したところであり、現在、あり方検討会等において議論が進められていると伺っております。 先ごろ実施した首長へのアンケートでは、里山林の管理に関して補助対象期間終了後の継続的な維持管理の課題や事業実施個所の再実施を求める意見が多く、また、現在の取り組み内容を一部見直して継続すべきとの回答が多い結果となっており、次期事業については、里山林の保全、搬出間伐・皆伐や獣害対策が上位を占めています。 つきましては、「とちぎの元気な森づくり県民税事業」の継続に当たっては、県民全体で森林の大切さを理解し、元気な森を次の世代に引き継いでいくという同事業の趣旨が十分な理解を得ることに引き続き努め、アンケートで寄せられた課題を解決しよりよい事業とされるよう要望いたします。		
措置状況等（平成29年3月現在） 県民税につきましては、県民、市町、関係団体等の多くのご意見等を聞き、あり方検討会を設置して検討を進めてきました。 アンケートから多くの県民が森林の公益的機能の維持管理に税負担が必要と感じていること、また、市町、検討会、県議会からも継続が必要との意見をいただいたことから、平成28年末に県民税を継続し、県民協働の森づくりを進めていくこととしたところであります。 次期県民税で必要となる事業内容等につきましては、収穫期を迎えた人工林の伐採と活用、木材の需給構造の変化に応じた多様な森づくり、所有者や境界が不明な森林の増加、野生獣被害の拡大など、顕在化する諸課題や、市町、関係団体等からの意見も十分に踏まえるとともに、100年先の本県のあるべき森林の姿を見定めながら、検討を進めてまいります。		
関係部局	環境森林部（環境森林政策課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 06	鳥獣害防止事業の財源確保について	町村会
要望内容 鳥獣による被害は、農作物だけでなく、生活環境にまで及んでおり、全国的に深刻な状況となっております。 こうした中、国は、10年後（平成35年度）までにシカ、イノシシの個体数を半減させることを目指し、市町村による有害捕獲の強化のため、鳥獣被害防止総合対事業の中で捕獲活動支援金をはじめとした各種対策費を予算化しております。 しかしながら、十分に財源が確保されているとは言えない状況であり、捕獲実績に応じた財源の確保がなされない場合、捕獲者の意欲低下につながり、年間を通しての捕獲推進に深刻な悪影響を及ぼすことになりかねません。 つきましては、被害対策を進めるためには、鳥獣被害防止対策事業の充実強化が必要でありますので、捕獲活動支援金をはじめとした各種対策のための予算を十分に確保されるよう、国に対し働きかけることを要望いたします。		
措置状況等（平成29年3月現在） 鳥獣被害対策に係る市町村からの要望は、年々増加しており、特に有害捕獲の推進に有効である緊急捕獲活動推進事業をはじめ、市町村協議会等が実施する事業については、国の当初割当が県要望額を下回る状況であったことから、関東知事会や県独自の要望活動を通し、予算確保に向け努めてきました。 今後とも、市町村の「鳥獣被害防止計画」に基づく被害防除、捕獲活動、環境整備など、地域ぐるみによる総合的な被害防止対策を着実かつ計画的に進めていくための予算については、引き続き国に対して要望するなど、必要な予算額の確保に向けて努めて参ります。		
関係部局	環境森林部（自然環境課） 農政部（農村振興課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 07	バイオマス事業推進のための補助事業の創設について	町村会
要望内容 我が国における低炭素社会の実現に向けての施策はますます重要な課題となってきました。 栃木県におかれましては、本年３月に「栃木県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制・削減策として再生可能エネルギーの利活用を施策の一つに掲げ、メニューの一つとしてバイオマスエネルギーの利用を示されています。 バイオマスエネルギーの一つである木質バイオマスは、二酸化炭素の排出量を抑制・削減する地球温暖化対策の重要な手段とされているほか、地域における資源の循環・再生産により持続的に発展できる地域づくりにも貢献するものであり、本県においても、茂木町内に木質ペレット製造プラントが建設されるなど、地域の資源を地域内で利活用する新たな事業も興されており、木質バイオマス資源を地域内で循環させ、一層の活用が図られる支援策の構築が急務となっております。 こうした中、県内の一部市町においては、地球温暖化の防止や森林整備の促進を図ること等を目的として、住民を対象に木質バイオマスストーブの購入経費に対する補助を行っているところもありますが、各市町の財政状況により、補助額や予算額も少額となっております。 つきましては、バイオマス製品の需要拡大を図り、県内の温室効果ガス排出量の削減及び環境保全並びに地域経済の活性化に資するため、木質バイオマス燃料とした暖房機器（園芸ハウス用暖房機、ボイラー温水器、ペレットストーブなど）の導入や購入に対する補助事業を創設されるよう要望いたします。		
措置状況等（平成２９年３月現在） １ ボイラーなど熱利用設備については、国の「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」及び「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業」が補助対象としております。 また、ペレットストーブについては、国の「森林・林業再生基盤づくり交付金」が補助対象としております。 ２ 園芸ハウス用暖房機については、国庫事業の「経営体育成支援事業（融資主体型）」、「産地パワーアップ事業」、「強い農業づくり交付金」において、補助要件を満たせば木質バイオマス燃料とした暖房機も導入可能であることから、当該補助事業の活用により支援して参ります。		
関係部局	環境森林部（林業振興課・地球温暖化対策課） 農政部（農村振興課・経営技術課・生産振興課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 08	自然災害被災箇所の早期復旧及び災害に強いインフラ整備の促進について	町村会
要望内容 近年、東日本大震災をはじめとし、竜巻、水害等、自然災害が頻発しております。このような状況下において、各市町は復旧に係る財政負担が大きく、市町の財政を圧迫しております。しかしながら、復旧、復興に併せ、防災・減災対策としての社会インフラ整備も進める必要があります、そのためには、更なる県、国の支援が必要であります。 県におかれましては、下記の事項について早期に対応くださるよう要望いたします。 記 1 頻発する台風や大規模豪雨などによる被害を踏まえ、災害に強いインフラ整備を促進すること。 2 集中豪雨により発生する河川氾濫や急激な増水による田畑、家屋への浸水などの災害を防止、軽減するため、河川の河床浚渫や内水排除のための河川工事等、予防的維持管理を促進すること。 3 国の災害復旧事業において、1カ所の工事費用が市町村工事に係るものにあっては60万円に満たないものは適用外とされており、また、採択基準や国の査定も厳しく、市町村の負担となることから、限度額の引下げ、補助率の嵩上げ、採択基準の緩和など、国の補助対象基準の緩和について、国に対し働きかけること。 4 国の「災害等廃棄物処理事業費補助金」については、事業主体は市町村であり、市町村負担分の1/2に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされるが、残り2割の部分のほか、国庫補助対象事業以外にも経費を要する部分があり、市町村の財政負担となっていることから、交付税措置の嵩上げ及び国庫補助対象事業の拡充を図るよう、国に対し働きかけること。		
措置状況等（平成29年3月現在） 1 近年、頻発化・大規模化する自然災害を未然に防ぐ防災対策に加え、災害発生時においても被害を最小化するための減災対策など、災害に強いインフラ整備を引き続き推進して参ります。 2 河川内や砂防指定地内の堆積土や流木の撤去については、流下能力や家屋等保全対象への影響等を踏まえ、引き続き、重要度や優先度の高い箇所から着実に対策を進めて参ります。 3 災害復旧事業における補助対象基準の緩和については、国に働きかけて参ります。 4 災害廃棄物の処理に関する費用については、国に対し、全額国庫負担とする措置を講じることや、市町村が行う生活環境の保全上支障となる廃棄物の処理すべてを補助金の対象とするよう要望しているところであり、引き続き様々な機会を捉えて働きかけて参ります。		
関係部局	県土整備部（河川課・砂防水資源課・道路保全課） 環境森林部（廃棄物対策課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 09	保険診療適用外の不育症検査・治療費用の助成制度の創設について	町村会
要望内容 厚生労働省科学研究班においては、「妊娠をしても2回以上の流産・死産もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡により児が得られない場合」を不育症と定義しております。 不育症は専門外来で検査・治療を行うと、8割以上が無事出産できており、専門医への受診が不育症対策に効果的ですが、まだまだ不育症を知らない人が多く、不育症の周知やその家族への理解の促進が必要であります。 不育症の検査・治療費には、保険診療が適用となるものが多くありますが、一方で保険診療が適用とならない検査・治療を受け、出産に至るまでに数十万円の費用を要することもあり、子どもを望む夫婦にとって、その経済的な負担は決して軽いものではありません。 こうしたことから、県内の一部の市町においては、保険適用外の不育症検査・治療に対する助成制度を設け、子どもを望む夫婦に対する支援をおこなっているところであります。 県におかれましては、不妊専門相談センターを設置し、不育症に関する情報提供や相談、医療機関の情報提供等を行っているところですが、子どもを望む夫婦に対して、不育症の検査・治療に対する経済援助を行うことは、少子化対策としても非常に有効であると思われます。 つきましては、子どもを望む夫婦への援助として、保険診療適用外の不育症検査・治療費に関する助成制度を創設くださいますよう要望いたします。 また、不育症の周知や理解の促進、相談体制の充実強化、専門医の育成と検査・治療を行う病院数の増加対策など、不育症に対する総合的な支援体制の構築を図られるよう併せて要望いたします。		
措置状況等（平成29年3月現在） ① 不育症の検査・治療法については、その研究を推進するとともに、有効性や安全性が確立された医療保険適用外の不育症の検査・治療法については医療保険の適用とするよう、必要に応じて、国に対して要望して参ります。 ② 平成28年度から、栃木県不妊専門相談センターの相談開設日を増やし、相談支援体制の充実や不育症普及啓発リーフレット作成・配布による正しい知識の普及啓発を実施しており、引き続き、不育症に悩む方への支援に努めて参ります。		
関係部局	保健福祉部（こども政策課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 10	健康マイレージ制度の導入について	町村会
要望内容 『健康マイレージ制度』は、疾病予防や健康増進に努力した人にインセンティブを付与する取り組みで、健康の維持増進のための動機付けや、継続実施を促す手段として有効であると考えられ、県内の各市町においても、導入の動きが広がりつつあります。 現在、多くの市町で導入されているのが、住民の健康づくりをサポートする仕組みで、健康診断の受診や健康や運動に関するイベントへの参加などでポイントを付与し、当該市町の協力店で利用できる買物券や公共施設の利用券などのサービスと交換するというものです。 しかしながら、市町ごとにこの制度に取り組む場合、取得ポイントを還元するサービス等が当該市町内での利用に限定されるなど、魅力ある制度の構築が難しいという課題があります。 このような中、本年5月に国がとりまとめた「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」では、民間企業を活用して県と市町が協働で実施する健康マイレージ制度が、取組を広げるための推進方策として紹介されております。 県におきましても、「とちぎ健康21プラン（2期計画）」を策定し、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を基本目標に、多様な主体の連携・協同による「オールとちぎ体制」で取り組むという方向性を示されているところであります。 つきましては、栃木県が県内企業等と連携して取り組むことで、還元内容を充実させ、魅力ある様々なサービス等を設定することにより、効果的な事業が実施でき、引いては、全県的な医療費の抑制にもつながるものと考えられることから、オールとちぎで取り組む『健康マイレージ制度』の創設について、要望いたします。		
措置状況等（平成29年3月現在） 県民の健康づくりを一層推進するためには、県民運動による気運の醸成に加え、健康づくりに関心の低い層を積極的に取り込み、主体的な取組の実践・継続につなげることが重要です。 このため県では、県民の自主的・継続的な健康づくり促進に向け、ICTを活用した効果的な手法を検討することとしております。平成29年度は、専門家の助言を得ながら、健康マイレージの仕組みも含め、具体的な内容や市町との連携方法等について、検討して参ります。		
関係部局	保健福祉部（健康増進課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 11	認定こども園施設整備に対する支援について	町村会
要望内容 県内の待機児童数は3年ぶりに減少したものの、今なお、各市町において、待機児童の解消は喫緊の課題であります。 国は、待機児童の解消に向け、その受け皿となる認定こども園の設置・促進を図るため、認定こども園の新設や改修に必要な整備費の補助を実施しております。 しかしながら、認定こども園施設整備交付金については、国が対象事業費の1／2を補助するにとどまり、現行の補助率では市町や事業者にとって大きな負担となっております。 県におきましては、「とちぎ創生 15 戦略」で認定こども園などの整備による受入数の増加を図り、平成 32 年には待機児童をゼロにすることを目標に掲げております。 つきましては、県内の認定こども園の設置がより一層進むよう、県におかれましても、認定こども園施設整備に対して応分の負担をいただけますよう要望します。		
措置状況等（平成 2 9 年 3 月現在） 認定こども園の施設整備については、事業者の事業費のうち、1／4の市町の補助を前提に、国が事業費の1／2を交付金で交付する制度となっております。 県としましては、待機児童解消に向けて、「とちぎ保育士・保育所支援センター」の設置・運営や保育士修学資金貸付等事業を行うなど、保育人材の確保に力を入れているところであり、認定こども園の整備については、国の制度を活用した整備が進むよう、施設整備に係る申請業務等について支援して参ります。		
関係部局	保健福祉部（こども政策課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 12	老人保健福祉施設整備における土地要件の緩和について	町村会
要望内容 単身高齢者や高齢者世帯の増加、団塊世代の高齢化による高齢者人口の増加等に伴い、要介護、認知症高齢者が急激に増加しており、特別養護老人ホームの待機者が増えています。 高齢化社会を支えるためには、在宅における介護、医療サービスの充実を進めることも必要ではありますが、老老介護など家族の負担が大きくなってしまう問題もあり、特別養護老人ホームでのサービスへの需要は益々高くなるものと思われます。 こうした中、各自治体においては、特別養護老人ホームの整備を効果的かつ計画的に推進しているところではありますが、土地の条件が施設整備の障害となっておりますので、下記の事項について要望いたします。 記 1 用途地域が定められていない地域の場合、家族や地域住民との交流の機会が確保されていると認められる地域の内、50戸以上の建築物の敷地が50m以内の間隔で存している地域（いわゆる50戸連担）の要件が、農村部での整備に制限が掛かってしまうことから、「建設予定地のすぐ近くに一定数の集落が形成されている場合、または集落の中に施設が位置づけられる場合」には設置が可能とするなど、緩和措置を図ること。 2 施設を建設する土地は、設置法人が所有することが原則とされているが、利用権設定（登記）など一定の条件を付することにより、賃貸も可能とするなど、緩和措置を図ること。		
措置状況等（平成29年3月現在） 1 用途地域が定められていない地域の場合、地域の実情に合わせて市町が要件を定めることとしております。なお、県の公募準則においては、例示として、「街なか誘導」を促進し、入所者の地域交流の機会を確保するため、市街化調整区域における要件を参考に50戸連たん等を条件として示しているものであります。 2 県としては、整備用地については、これまで同様自己所有を原則としつつも、施設等用地の確保を容易にし、特養等の整備促進を図るため、存続期間を50年以上とするとともに登記することを条件とし、定期借地権設定による用地確保を認めることといたしました。		
関係部局	保健福祉部（高齢対策課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 13	在宅医療・介護連携推進事業に対する支援について	町村会
要望内容 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の公布により、在宅医療・介護連携推進事業が制度化されました。 在宅医療・介護連携推進事業は、地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられ、平成30年4月までに各市町が実施することとされております。 現在は、県の補助事業である在宅医療連携拠点整備促進事業により、郡内医師会、県、郡内市町が連携し、在宅医療の推進に取り組んでいるところであり、各健康福祉センターが医師会と市町とのつなぎ役となり、市町を超え、広域的に医療圏に近い形で取り組みが推進されております。 郡医師会との連携について、医療資源の少ない町においては、このような形態で実施できることは大変有効であり、県が県医師会との連携や調整を行っていることで円滑に市町に情報が伝えられてきていると認識しております。 在宅医療・介護連携推進事業については、実施主体は市町となりますが、事業内容からも、市町単独での実施は困難であり、各市町においては人的、事務的負担が増えることは明白であります。 県におかれましては、各市町が円滑に事業に着手出来るよう、また、着手後も充実した地域支援事業を実施できるよう、引き続き広域的な連携を推進するための体制及び人材育成や研修会等の予算確保に配慮し、郡市医師会との調整や医療機関等との調整などの支援を継続するとともに、医師会、県、市町が一体的に取り組んでいける体制の構築を主導されるよう要望いたします。		
措置状況等（平成29年3月現在） 県では、市町における在宅医療・介護連携推進事業への円滑な着手を支援するため、郡市医師会の協力による「在宅医療連携拠点整備促進事業」の推進、広域健康福祉センターに設置した「在宅医療推進支援センター」による市町間調整などの支援、市町担当者を対象とした研修などに取り組んで参りました。 市町の事業着手後も、引き続き「在宅医療推進支援センター」による支援、市町担当者を対象とした研修などに取り組み、好事例の紹介やノウハウの提供、地域における関係機関との連携強化、市町間の情報共有や連携の支援、人材の育成など、市町に寄り添った支援を継続して参ります。		
関係部局	保健福祉部（医療政策課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 14	通学路における国県道の道路拡幅及び歩道の整備促進について	町村会
要望内容 県においては、国の防災・安全交付金を受け、社会資本総合整備計画の一環として「子供たちの安全を確保する通学路整備」計画（平成25年度～平成29年度）を策定し、県内国・県道における通学路を整備し、通学児童の安全確保を図られているところであります。 しかしながら、整備計画以外の国県道においても学校や地元住民の方々から、道路拡幅や歩道整備の要望が非常に多く寄せられており、いまだ未整備区間が存在しているところであります。 つきましては、今後、新たに計画される通学路整備計画において、未整備区間の解消を図るとともに、県の単独事業としても、未整備路線の早期着手、整備促進を図られるよう、要望いたします。		
措置状況等（平成29年3月現在） 通学路の歩道整備は、平成18年度から重点施策として取り組んでおり、特に、小学校から半径1km圏内で沿道に人家が存在し代替路線が無い区間、又は1km圏外でも学童が徒歩で利用する区間を優先整備区間とし、整備を進めています。 また、平成24年度から、各市町の教育委員会及び建設担当部署、県土木事務所、地元警察署などが連携し、小学校の通学路における合同点検を実施しており、この点検結果を反映した「通学路交通安全プログラム」を平成26年度までに県内全ての市町が策定、公表したところです。さらに、必要に応じて合同点検やプログラムの改訂を行い、効果的な取組を推進することとしています。 今後とも、市町と連携し、学校等の要望も十分踏まえながら、歩道整備を着実に進めて参ります。 [参考] 県内における通学路の優先整備区間の状況 ・ 優先整備区間全体延長 1,417km ・ 平成27年度末の整備率 県全体82% ・ 平成28年から5年間の整備目標（県土づくりプラン2016）県全体で7.5km/5年間		
関係部局	県土整備部（道路整備課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 15	学力向上対策の充実・強化について	町村会
要望内容 本年４月に文部科学省が実施した「２０１６年度全国学力・学習状況調査」（全国学力テスト）において、小学校６年生の算数は全国最下位、国語２科目平均以下との結果に、地方創生に取り組んでいる各町は、移住・定住を促進するうえでも本県のイメージを低下させるのではないかと大変危惧しております。 先年来、県におかれては、とちぎっ子学習状況調査を実施するなど、学力向上に取り組まれているとは存じますが、更なる対策が急務であると思われます。 つきましては、地方創生を推進するうえでも学力の向上を図ることは大変重要でありますので、学力向上対策の充実・強化のため、下記の事項について強く要望いたします。 記 １．全国学力テストの結果を踏まえ、課題を分析し、早急に対策を講じること。 ２．本県独自の少人数教育として小学校３年生以上においても３５人学級を早期に実現すること。 ３．非常勤講師の増員を図るとともに、市町に弾力的な運用を図ること。		
措置状況等（平成２９年３月現在） １ 全国学力・学習状況調査結果の分析から、知識を活用する力の育成など、県全体で取り組むべき課題や、個々の学校が抱える課題が明確になりました。 そこで、県教育委員会では、平成２９年度から小学校の国語と算数の教科指導に実績がある教員を「学力向上推進リーダー」として配置し、教師の指導力の向上を図るとともに、学習指導に課題のみられる学校を重点的に支援するため、学力向上専門員を任命し、県や市町の指導主事と連携しながら「とちぎっ子学力向上応援団」として派遣し、学校の課題解決に向けた取組をきめ細かに支援して参ります。 ２ 平成２９年度から、小学校第３学年における３５人以下学級を実施していくとともに、その状況を踏まえ第４学年以降への拡充についても検討して参ります。 ３ 児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を行う教育環境を整えるため、平成２４年度から、学校支援に係る小中学校非常勤講師配置事業を展開しており、学校運営等が円滑に進められるよう、学校の規模の大小を問わず、緊急度、必要度の高い小学校低学年の学級や特別支援学級を含む指導困難な状況が見られる学級・学校へ適宜、非常勤講師を配置しております。 平成２９年度は、小学校第３学年において３５人以下学級を導入するほか、非常勤講師を２２０名配置することとしております。 今後とも、市や町のエド育委員会の意向を踏まえながら、非常勤講師の効果的な配置を行って参ります。		
関係部局	教育委員会事務局（教職員課・学校教育課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 16	特別支援教育に係る支援体制の充実について	町村会
要望内容 近年、インクルーシブ教育の流れや教育に対する考えの多様化に伴い、通常学級において特別な支援を要する児童生徒が増加しております。 一方で、特別支援学級に入級を希望する児童生徒も増加しており、就学指導において特別支援学校への進学が望ましいと判定される児童生徒の在籍が増える傾向にあります。 このような現状の中で、児童生徒の障がいの特性を十分理解し、発達の段階に応じた適切な指導を行うためには、専門性を有する教職員の育成・確保が急務であります。 県におかれましては、平成27年度の公立学校新規採用教員選考試験から、特別支援学級等において3年以上の勤務経験をもつ者を対象とする特別選考枠を新設され、小中学校における指導支援のさらなる充実が期待されるところでありますが、多くの教職員が特別支援学級を経験していくような仕組みづくりも必要であります。 つきましては、児童生徒の障がいの特性を十分理解し、発達の段階に応じた適切な指導が行われるよう、下記のとおり要望いたします。 記 1 特別な支援を要する児童生徒を通常学級において受け入れている場合に、適切な支援及び円滑な学級運営が図れるよう、学校の実情に応じた加配を行うこと。 2 小学校の特別支援学級担当教員の配当基準について、現行の学級数と同数から中学校と同等の学級数プラス1人への引き上げを行うこと。 3 より多くの教員が特別支援学級等の経験を積むことができるよう、研修交流に留まらない人事異動システムを構築すること。 4 特別支援学級の学級編制基準を特別支援学校と同じ6人とするよう、国に対して要望すること。		
措置状況等（平成29年3月現在） 1、4 通級指導担当加配教員の増員や学級編制基準の引き下げについては、昨年度に引き続き国に要望しております。 なお、通級指導担当加配教員については、義務標準法の改正により、平成29年度から10年間をかけて、漸次、基礎定数化される見通しとなっております。 2 特別支援学級担当教員については、義務標準法による国の配当数を基に、県で配当基準を定めています。今後も効果的な配置ができるよう努めて参ります。 3 特別支援学校との1年間の研修交流は平成23年度に始まった制度で、特別支援学級担当としての資質向上を図る機会となっております。また、平成26年度の教員採用試験より、特別支援学級を担当できる人材を確保するための特別選考を実施しております。今後も、より多くの教員が特別支援学級を経験できる機会の在り方について検討して参ります。		
関係部局	教育委員会事務局（教職員課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 17	非常勤講師の増員と弾力的な配置について	町村会
要望内容 発達障害等の特別な配慮を必要とする児童生徒の増加やいじめ・不登校等に関する事例の深刻化、家庭教育力の低下等、学校教育が抱える課題は複雑・多様化しております。それに伴い、学校での支援を必要としている児童生徒は年々増加傾向にあり、学校現場ではその対応に苦慮しているところです。 加えて、特別な配慮を必要とする児童生徒には、医療的なケアを必要とする児童生徒もあり、一部の町では町費により非常勤職員を配置している状況です。 県においては、小中学校非常勤講師配置事業により、低学年児童や指導困難な状況が見られる学校への非常勤講師の配置に取り組まれているところですが、小学校における学習支援の充実や特別支援教育への対応など学校現場におけるニーズは高く、十分な状況とはいえません。 つきましては、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を実現し教育環境の向上を図るため小中学校非常勤講師配置事業について、下記のとおり要望いたします。 記 1 各市町教育委員会や学校現場の意向を踏まえ、希望する全ての学校へ非常勤講師の配置がなされるよう、必要な配置人数の増員・確保を図ること。 2 医療的ケアに従事できる非常勤職員を配置すること。 3 非常勤講師を市町の実情に応じて弾力的に配置できるようにすること。		
措置状況等（平成29年3月現在） 1 児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を行う教育環境を整えるため、平成24年度から、学校支援に係る小中学校非常勤講師配置事業を展開しており、学校運営等が円滑に進められるよう、学校の規模の大小を問わず、緊急度、必要度の高い小学校低学年の学級や特別支援学級を含む指導困難な状況が見られる学級・学校へ適宜、非常勤講師を配置しております。 平成29年度は、小学校第3学年において35人以下学級を導入するほか、非常勤講師を220名配置することとしております。 2、3 学習面や対人関係等の困難さから、発達障害のある児童生徒が様々な不適応状態となり、指導困難な状況が見られる学級や学校があります。このような状況の中、緊急度・必要度の高い通常の学級や特別支援学級、学校に非常勤講師を配置しております。今後とも、市や町教育委員会の意向を踏まえながら、非常勤講師の効果的な配置を行って参ります。		
関係部局	教育委員会事務局（教職員課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 18	公立小・中学校統合に関わる助成制度の創設について	町村会
要望内容 小・中学校の適正配置の観点から、県内の市町において、小・中学校の統廃合が行われております。 現在、学校統合に対する助成制度は、国庫補助として「スクールバス購入費等の通学関係」及び「校舎又は屋内運動場の新設、増築経費の施設関係」があります。 しかしながら、適正な規模にするために学校統合を計画するにも、様々な経費が伴い、とくに財政が脆弱な小規模の町においては、厳しい財政の下で統合を進めているのが現状であります。 統合は、児童・生徒にとっては急激な環境の変化による生活や学習での精神面への影響も懸念されるところであります。 つきましては、充実した教育環境の整備を行うため、国庫補助制度に対する上乗せ助成制度や国庫補助対象外のものに対する県費助成制度を創設いただきたく要望いたします。		
措置状況等（平成29年3月現在） 学校教育法によれば、学校の管理及びその学校の経費の負担については学校設置者が行うものとされており、また、施設整備に要する一部経費については、国が負担又は予算の範囲内で交付金を交付することができるとされております。 このため、国においては、学校統合等に際して、校舎等の新增築及び改修費等のほか、スクールバスの購入や通学費等の助成制度により、財政的な支援を行っているところです。 一方、県教育委員会においては、学校統合により1学級の生徒数が急増する等の環境の変化が起きる学校に対して、新たな環境においても生徒がこれまでどおり安心して学校生活を送れるよう、国の加配を活用し、学校統合支援のための教員を必要に応じて配置しており、これらの取組により人的な支援を行っているところです。 今後とも、教育の機会均等を図るため、地域による格差を是正し、教育水準の向上を図れるよう、十分な財政措置や学校統合に伴う教職員の定数等への配慮など、様々な機会を通じて、国に要望して参ります。		
関係部局	教育委員会事務局（施設課・教職員課・学校教育課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 19	栄養教諭・学校栄養職員の配置拡大について	町村会
要望内容 現在、食育の推進や食物アレルギーへの対応など、学校給食を取り巻く環境は大きく変化をしてきており、そうした中で、食の安全・安心の確保は、ますます重要性を増してきています。 特に、食物アレルギーを持つ児童・生徒にとっては、命にもかかわる問題であり、個々の要件を踏まえたきめ細やかな対応を図るためにも、栄養教諭及び学校栄養職員は必要不可欠な存在となっています。 県におかれましては、今年度より栄養教諭等の配当基準を見直し、国と同じ配置基準により各市町へ配置いただいているところですが、未だ栄養教諭等が配置されていない状況や、複数学校を兼務している配置では、食物アレルギー等、個別の課題に対応したきめ細やかな学校給食への配慮は困難であります。 つきましては、全ての児童・生徒が安全で安心な給食の提供を受けることができるよう、全ての調理場への栄養教諭等の配置拡大について要望いたします。		
措置状況等（平成29年3月現在） 栄養教諭等の配置につきましては、義務標準法を基にした県の配当基準により行っていますが、平成28年度から、県の配当基準を見直し、国と同じ配当基準としました。 国の標準を上回る配当は困難な状況にありますが、国に対しては、配当の標準の見直しと加配教職員定数の改善を要望しております。 今後とも、国の動向を見極めながら適正な配置となるよう努めて参ります。		
関係部局	教育委員会事務局（教職員課）	

整理番号	要 望 事 項	区 分
町 20	スクールソーシャルワーカーの補助事業化について	町村会
要望内容 国においては、平成26年8月、貧しい家庭の子どもの教育や生活を支援するため、「子供の貧困対策大綱」を閣議決定し、スクールソーシャルワーカーを大幅に増員する方針を示しました。 県においては、スクールソーシャルワーカー活用事業として、国の補助を受け県内7教育事務所に各1名、計7人を配置しておりましたが、平成27年度は更に3名を追加配置されたところであります。 貧困問題など、子どもたちのおかれた環境の改善を図るためには、関係機関等との連携が必須であり、スクールソーシャルワーカーは、地域に密着し、常に動き回れる環境を整える必要があります。 一部の町においては、独自にスクールソーシャルワーカーを配置したことで、関係機関等との連携がスムーズになり、効果を上げているところです。 つきましては、教育と福祉をつなぐ重要な役割を果たすスクールソーシャルワーカーの活用に向けた事業の充実を図るため、現在のスクールソーシャルワーカー活用事業のほかに、独自に配置する市町へ財政的に補助する間接補助の事業化を要望いたします。		
措置状況等（平成29年3月現在） スクールソーシャルワーカーについては、これまで、段階的に増員を図るとともに、平成28年度、新たにエリアスーパーバイザーとしての役割を位置付け、緊急な支援を要する事案に対し、勤務時間外への対応も可能にしたところです。 平成29年度は、対応困難な事案に対する支援策や関係機関との連携方法等についてスクールソーシャルワーカーに指導・助言を行うスーパーバイザーを配置し、早期解決に向けた支援にあたることとしております。 また、県教育委員会と各市町教育委員会合同の研修会においてもスーパーバイザーを講師や指導助言者として活用し、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めるなど、引き続き、各学校や各市町との連携強化を図って参ります。		
関係部局	教育委員会事務局（学校教育課）	

整理番号	要 望 事 項	区分
町 21	不登校児童生徒対策への支援について	町村会
要望内容 友達関係、学力の遅延、家庭環境の変化など心理的な理由で不登校になっている児童生徒に自立心や社会性を身につけさせ、学校復帰や社会的自立を支援するために、各町においては、不登校児童生徒対策の一環として適応指導教室を開設しているところがあります。 こうした中、適応指導教室に通級する児童生徒数及び保護者の相談件数は年々増加し、対応する相談員は多忙を極めております。加えて、住所地に通級する教室がない、環境を変えて支援を受けたい等の理由から、他町からの通級も受け入れている教室もあり、相談員の配置や施設の維持管理等、運営費の負担は多大なものとなっております。 県におかれましては、今年度、国の「フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業」を受託され、適応指導教室における学習支援員や専門家の配置について支援を実施していただきましたが、今後の事業継続は不透明な状況であります。 つきましては、次年度以降の適応指導教室に対する財政支援の実施について国に対し働きかけるとともに、県におきましても不登校児童生徒対策に対する財政支援を講じられるよう要望いたします。		
措置状況等（平成29年3月現在） 不登校児童生徒への支援については、国でも喫緊の課題として捉え、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等について、必要な措置を講ずることを規定する法律が制定されたところです。 本県においても法制定に伴う国の基本指針の策定状況を注視しながら、不登校児童生徒等への適切な対応に努めていくこととしております。また、教育支援センター（適応指導教室）を中心とした不登校児童生徒への支援に向け、平成29年度も引き続き国の事業を実施する予定であります。 平成29年度もスクールカウンセラーの配置を拡充するとともに、いじめ不登校等対策チームの派遣等を通して、各学校や各市町との連携強化を図り不登校の未然防止に一層努めて参ります。		
関係部局	教育委員会事務局（学校教育課）	